

目黒区国民健康保険条例（昭和34年目黒区条例第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○目黒区国民健康保険条例 （療養費）</p> <p>第9条の4 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3 <u>第7項から第9項</u>までの規定に定めるところによる。</p> <p>（徴収猶予）</p> <p>第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月 <u>（急患等として医療機関等を受診した納付義務者については1年）</u> 以内の期間を限って徴収を猶予することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（過料）</p> <p>第26条 区長は、法第9条第1項若しくは <u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした者</u>に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>○目黒区国民健康保険条例 （療養費）</p> <p>第9条の4 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3 <u>第3項から第5項</u>までの規定に定めるところによる。</p> <p>（徴収猶予）</p> <p>第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（過料）</p> <p>第26条 区長は、法第9条第1項若しくは <u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者</u>に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>

国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規定事項

- 1 改正条例の施行日は令和6年12月2日とする。ただし、第23条の改正規定の施行日は公布の日とすること。
- 2 改正後の第23条の規定は、令和6年7月4日から適用すること。
- 3 施行日前に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。
- 4 改正法附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされている被保険者証に係る施行日後の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

※付則の規定については、今後、国からの情報提供の内容も踏まえ、文書担当所管とも協議の上、文言の整理を行う予定です。

また、条例本文についても、今後の文書担当所管との協議の中で若干の文言修正を行う場合があります。